

## 「くまもとの赤」ロゴマーク利用管理規程

### （目的）

第1条 この規程は、「くまもとの赤」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定め、「赤」をイメージさせる県産農林水産物や、「くまもとの赤」ブランド登録加工品を「くまもとの赤」ブランドとして全国に向け発信し、県産農林水産物の消費拡大につなげることを目的とする。

### （ロゴマークの利用に関する権利）

第2条 ロゴマークの利用に関する一切の権利は、県に属する。

### （ロゴマーク利用）

第3条 ロゴマークは以下のマークとする。



- 2 ロゴマークは、熊本県（以下「県」という。）及び県が認める者が行う「くまもとの赤」ブランドの周知及び利用促進により、県産農林水産物の消費拡大につなげることを目的とする利用に限定する。
- 3 ロゴマークの利用者は、デザインを改変してはならない。ただし、ロゴマークへの併記の部分等については、県と協議するものとする。
- 4 ロゴマークを表示する場合は、ロゴマークの右下の箇所に商標権表示（「®」）を表示すること。
- 5 利用許諾を受けた権利を第三者に譲渡し、転貸又は承継しないこと。
- 6 その他各種の法令を遵守すること。

### （利用の許諾）

第4条 ロゴマークを利用する場合は、あらかじめ県の許諾を受けなければならない。

2 許諾を受けようとする者は、「くまもとの赤ロゴマーク利用許諾申請書」（別記様式第1号）により利用申請を行うものとし、県は、前条の規定に合致すると認めた場合は、「くまもとの赤ロゴマーク利用許諾書」（別記様式第2号）を当該申請者へ

通知するものとする。

- 3 加工品について、ロゴマークを利用する場合は、前項の利用申請を行うとともに、「くまもとの赤」ブランド加工品登録募集要領に基づき、「くまもとの赤ブランド加工品登録申請書」により登録申請を併せて行うものとする。
- 4 県は、前2項の規定により申請を行った者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(ロゴマークの取り扱い)

第5条 ロゴマーク利用料は無料とする。

- 2 県の利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを利用する権利を付与するものではない。
- 3 利用許諾の有効期間は、「くまもとの赤」ロゴマークを利用する事業が有効な期間中とし、有効期間の満了後は使用することができない。

(申請者の制限)

第6条 県は、申請者が、次の各号のいずれかに該当する者の場合、ロゴマークの利用を許諾しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (5) 県の指名停止措置を受けている者
- (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (7) 県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

- 2 県は、前項の規定により利用許諾を行わない場合には、「くまもとの赤ロゴマーク利用不許諾書」（別記様式第3号）により当該申請者へ通知するものとする。

(利用許諾の制限)

第7条 県は、利用許諾申請者のロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
  - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
  - (4) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
  - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又は広告等に利用される場合
  - (7) ロゴマークの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
  - (8) 「くまもとの赤」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
  - (9) ロゴマークの改変を行う場合
  - (10) その他、県がロゴマークの利用が適当でないと認める場合
- 2 県は、前項の規定により利用許諾を行わない場合には、「くまもとの赤ロゴマーク利用不許諾書」（別記様式第3号）により当該申請者へ通知するものとする。

（利用許諾の取消し）

- 第8条 県は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。
- (1) 提出した「くまもとの赤ロゴマーク利用申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (2) 第6条第1項及び第7条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (3) 第3条の利用の条件を遵守しなかった場合
  - (4) その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合
- 2 県は、前項に規定する取消しを行った場合は、「くまもとの赤ロゴマーク利用許諾取消し通知書」（別記様式第4号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。
- 3 第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた場合は、利用対象物等に利用許諾取消の日からロゴマークを利用することはできない。
- 4 県は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 5 県は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 県は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った

利用許諾申請について、必要と認める期間、利用許諾を行わないことができる。

7 県は、利用許諾を受けずにロゴマークを利用したものが行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。

(経費等の負担)

第9条 県は、この規程による利用許諾の申請、利用許諾の内容に係る変更申請及びロゴマークの利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 県は、ロゴマークの利用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償すること。

4 県は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命じることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第11条 県は、ロゴマークの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、熊本県流通アグリビジネス課が行う。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年(2021年)12月16日から適用する。